

2 通所型サービス（独自）サービスコード表

※洞爺湖町介護予防通所介護相当サービス R4.4.1

通所型サービス

サービスコード	サービス内容略称	算 定 項 目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	1111 通所型独自サービス 1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1	1,672 単位	1,672	1月につき
A6	1112 通所型独自サービス 1 日割			55 単位	55	1日につき
A6	1121 通所型独自サービス 2		事業対象者、要支援2	3,428 単位	3,428	1月につき
A6	1122 通所型独自サービス 2 日割			113 単位	113	1日につき
A6	1113 通所型独自サービス 1 回数		事業対象者、要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384 単位	384	1回につき
A6	1123 通所型独自サービス 2 回数		事業対象者、要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395 単位	395	
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算	1回につき
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者、要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算 2		事業対象者、要支援2	752 単位減算	-752	
A6	5010 通所型独自生活上向グループ活動加算	ロ 生活上向グループ活動加算			100 単位加算	100
A6	5002 通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225 単位加算	225
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算 (Ⅰ) 口腔機能向上加算 (Ⅰ)			150 単位加算	150
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	ト 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 口腔機能向上加算 (Ⅱ)			160 単位加算	160
A6	5006 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480
A6	5007 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 2		(1) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5008 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 3		(1) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5009 通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
A6	5005 通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算			120 単位加算	120
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者、要支援1	88 単位加算	88
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 2		(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	事業対象者、要支援2	176 単位加算	176
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ 1		(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者、要支援1	72 単位加算	72
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ 2		(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者、要支援2	144 単位加算	144
A6	6101 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 21		(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ	事業対象者、要支援1	48 単位加算	48
A6	6102 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ 22		(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ	事業対象者、要支援2	96 単位加算	96
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者、要支援1	24 単位加算	24
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ 2		(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	事業対象者、要支援2	48 単位加算	48
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (3月に1回を限度)	100 単位加算	100	
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 1		(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200 単位加算	200	
A6	4003 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 2		運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100	
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) (6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	(3) で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)	(3) で算定した単位数の 80% 加算		
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	8310 通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の 1/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算 定 項 目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	8001 通所型独自サービス 1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1	1,672 単位	定員超過 の場合 ×70%	1,170
A6	8002 通所型独自サービス 1 日割・定超			55 単位		39
A6	8011 通所型独自サービス 2・定超		事業対象者、要支援2	3,428 単位		2,400
A6	8012 通所型独自サービス 2 日割・定超			113 単位		79
A6	8003 通所型独自サービス 1 回数・定超		事業対象者、要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384 単位		269
A6	8013 通所型独自サービス 2 回数・定超		事業対象者、要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395 単位		277

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算 定 項 目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	9001 通所型独自サービス 1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1	1,672 単位	看護・介護職員が 欠員の場 合 × 70%	1,170
A6	9002 通所型独自サービス 1 日割・人欠			55 単位		39
A6	9011 通所型独自サービス 2・人欠		事業対象者、要支援2	3,428 単位		2,400
A6	9012 通所型独自サービス 2 日割・人欠			113 単位		79
A6	9003 通所型独自サービス 1 回数・人欠		事業対象者、要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384 単位		269
A6	9013 通所型独自サービス 2 回数・人欠		事業対象者、要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	395 単位		277

※ 黄色の網掛け赤字は、R3.4.1で改正

※ 水色の網掛けは、R3.4.1から新設

※ 灰色の網掛けは、R3.3.31で廃止

※ 灰色の網掛けは、R4.3.31で廃止

※ 1 「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※ 2 ※ 1 以外の項目は、支給限度額管理の対象の算定項目。

※ 3 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) 及び介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) については、令和 4 年 3 月 3 1 日まで算定可能。

※ 4 令和 3 年 9 月 3 0 日までの間は、訪問型サービス費のイからトまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。